

9月9日は「救急の日」

私たちの生活と 大切な命を守るために

救急業務や救急医療に対する理解と認識を深めるとともに、救急医療関係者の意識の高揚を図るため、昭和57年から毎年9月9日は『救急の日』と定められています。

閏消防署 ☎(92) 1311

上半期(1～6月)の救急
出動件数は1,139件

現在、市消防署では3台の救急車で救急出動に備えています。

最近、緊急性がないと思われる救急出動も増えていきます。緊急性がないのに、救急車を要請すると、生命の危機に瀕している重症患者への対応が遅れてしまうことが考えられます。

緊急性がなく自分で病院に行けるときは、なるべくバスやタクシーなどの交通機関を利用してください。

傷病者の様子や事故の状況などから、急いで病院に連れて行ったほうが良いと思った時は、迷わず119番通報をしてください。

尊い命を救うために今一度救急車の適正な利用について考えましょう。



不適切な救急利用とは？

○救急車で行く、すぐ診察してもらえらるから



○今日から入院するので、救急車で運んでもらいたい



○近くの医院の診療時間が終わっていたので、救急車で病院に連れて行ってほしい



身に付けよう 応急手当 普通救命講習会 受講者募集

応急手当に関する正しい知識と、技術の普及を図るための普通救命講習会を実施しています。

平成16年から医療従事者以外の一般の人でもAED（自動体外式除細動器）を使用して救命処置が可能になりました。

AEDは駅、空港、市役所など公共機関だけでなく、コンビニエンスストアや自動販売機に至るまで、さまざまな場所への設置が進んでいます。

また、AEDはいろいろな機種がありますので、必要になった場合にしっかり使えるよう、いざというときのために講習を受けてみませんか。

■日時

9月16日(日) 9:00～12:00

受付 8:30～

※毎月第3日曜日に実施しています。

■場所

市消防本部3階講堂

■費用

無料

■対象

12歳以上（市内在住、在勤、在学）

■定員

20人

■申込み

9月9日(日)まで

閏消防署 ☎(92) 1311

全国版救急受診アプリ



救急車の出動件数は年々増加傾向にあり、救急車の利用がさらに増加することが予想されます。救急車で搬送された人の中でも、入院を必要としない軽症の人も多くいます。早い処置により入院とならなかった人もいますが、本来救急車を利用する必要がなかったが、「救急車を呼べばいいのか判断に迷う」、「今すぐ診てもらえる病院がわからない」などの理由で、救急車を要請される人も多くいます。

このようなことから、総務省消防庁では、住民の緊急度判定を支援し、利用できる医療機関や受診手段の情報を提供するため、全国版救急受診アプリ「Q助（きゅーすけ）」を作成しました。

急な病気やけがをしたとき、該当する症状を画面上で選択していくと、緊急度に応じた必要な対応（「**いますぐ救急車を呼びましょう**」、「**できるだけ早めに医療機関を受診しましょう**」、「**緊急ではありませんが医療機関を受診しましょう**」または「**引き続き、注意して様子を見てください**」）が、緊急性をイメージした色とともに表示されます。

■スマートフォンから
「App Store」や「Google play」で、「Q助」を検索してダウンロード・インストールできます。

■パソコンから
総務省消防庁ホームページの「Q助」Web版で利用できます。救急車を呼ぶかどうか迷った時などに、ぜひご利用ください。

あなたの家は大丈夫ですか？

住宅耐震相談会

市が委嘱した専門の相談員が地区集会所などへ出向き、住宅の耐震について個別の相談にお答えします。

特に、現在の耐震基準が施行される前の昭和56年5月31日以前に着工された住宅は、耐震性が不十分であることが多く、地震などにより損傷、倒壊する可能性が高いとされています。

■日時

9月9日(日)

9時～12時/13時～17時

※相談時間はおおむね45分

■場所

北部コミュニティセンター

※午後のみ依頼主宅の場合もあります。

■対象

市内在住の人

■定員

先着10組

（午前6組・午後4組）

■持ち物

建築確認申請時の平面図など、住宅の間取りが分かるもの（建築確認通知書など）

■費用

無料

■申込み 9月3日(月)～6日(木)

■申込先 都市計画課

☎(93) 5148

木造住宅耐震診断・耐震改修費補助事業

■対象（共通）

次の要件を全て満たすもの
平成12年5月31日以前に着工されたもの

○市内に自らが所有し、居住している

○一戸建ての住宅または併用住宅

○地上階数が3以下で、個人住宅部分の床面積が延べ面積の2分の1以上

耐震診断費補助事業

■補助率

経費の3分の2

（限度額8万円）

■受付期間

12月25日(火)まで

耐震改修費補助事業

■補助率

経費の3分の1

（限度額50万円）

■受付期間

11月30日(金)まで

※予算額に達した時点で終了します。

※耐震診断または耐震改修業務契約前に申請してください。

■申込先 都市計画課

☎(93) 5148

9月11日(#9110)は「警察相談の日」

#9110は犯罪等による被害の未然防止に関する事など、各種相談に応じます。

そのほか、千葉県警本部や警察署に設置されている総合相談窓口でも相談に応じています。

事件や事故など、急ぎの場合のみ、110番を利用してください。

■申込先 成田警察署

☎(27) 0110